

(事業の目的)

第1条 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「事業者」という。)が運営する〇〇〇〇事業所 (以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者 (以下「利用者」という。)に対し、適切な指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護 (以下「指定訪問入浴介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営方針は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業所の看護職員又は介護職員 (以下「職員」という。)は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体を清潔に保ち、心身機能の維持等を図るものとする。
- (2) 事業は、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身機能の状態に応じて適切に行われるとともに、主治医や協力医療機関などの地域医療との連携に十分配慮して行うものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行うものとする。

2 前項のほか、「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第88号)」及び「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第92号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 名称 〇〇〇〇事業所
- (2) 所在地 新潟市□□区△△町〇丁目〇番〇号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者 (以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるところとする。

- (1) 管理者 1人
事業所における職員の管理、指定訪問入浴介護等の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定さ

れる指定訪問入浴介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 看護職員 1人以上

利用者の健康状態を確認し、当日の入浴の可否の判断及び入浴に当たっての注意事項等を他の従事者に指示し、安全で快適な入浴を提供する。

(3) 介護職員 2人以上

利用者の状態に応じて、適切な入浴介助を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除く。

(2) 営業時間は午前9時から午後6時までとする。

(3) 利用者の希望に応じて、営業日以外にも指定訪問入浴介護等を行い、事業所への連絡は24時間対応可能な体制を整えるものとする。

(指定訪問入浴介護等の提供方法)

第6条 指定訪問入浴介護等の提供方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業者は、指定訪問入浴介護等を提供する際に、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当事業所の運営規程の概要、看護職員及び介護職員等の勤務体制その他の利用に関する重要事項説明書を交付し、説明を行った上で利用者から同意を得ることとする。また、説明は懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対して理解しやすいよう行うものとする。

(2) 指定訪問入浴介護等の提供に際し、あらかじめ主治医等から入浴の可否及び入浴における留意点等を確認するものとする。

(3) 訪問入浴介護は、看護職員1人と介護職員2人で行うものとし、そのうち1人をサービス提供の責任者とする。ただし、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、主治医の意見を確認したうえで、看護職員に代えて介護職員を充てることのできるものとする。

(4) 介護予防訪問入浴介護は、看護職員1人と介護職員1人で行うものとし、そのうち1人をサービス提供の責任者とする。ただし、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、主治医の意見を確認したうえで、看護職員に代えて介護職員を充てることのできるものとする。

(指定訪問入浴介護等の内容)

第7条 指定訪問入浴介護等の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 訪問入浴車で居宅を訪問し、訪問入浴車の設備により入浴サービスを提供するものとする。

(2) 提供する入浴サービスは、以下のとおりとする。

ア 衣類の着脱に関する介助

イ 洗髪、洗体及び洗顔

- ウ 入浴の介助
- エ その他、入浴の実施に必要な業務
- オ 入浴、清拭等に関する相談、助言

(衛生管理等)

第8条 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具等の使用に際して、安全及び清潔に留意して管理を行い、利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービス提供ごとに、消毒したものを使用するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告第127号)」(以下「予防算定基準」という。)に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、〇〇市△△区、〇〇市×区とする。ただし、〇〇市×区は、〇〇町、△×町のみとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の職員に連絡すること。
- (2) 入浴前には食事を控えること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、指定訪問入浴介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合は協力医療機関へ連絡し医師から指示を受け、必要な措置を講じなければならない

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した指定訪問入浴介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第16条 当該事業所に勤務する者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、当該事業所に勤務する者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(従業員の研修)

第17条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後〇ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年に〇回以上実施

(記録の整備)

第18条 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (2) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (3) 苦情の内容等に関する記録
 - (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。